

## E ラーニング視聴規約

一般社団法人日本超音波鍼灸協会（以下、「当協会」といいます。）は、当協会の提供する E ラーニングサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関して、次のとおり本規約を定めます。

### 第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

1. 「本ウェブサイト」とは、当協会の E ラーニングサービス用のウェブサイトをいいます。
2. 「コンテンツ等」とは、本ウェブサイト上の、あるいは本ウェブサイトを通じて提供される著作物等をいいます。
3. 「本ウェブサイト等」とは、本ウェブサイト及びコンテンツ等をいいます。
4. 「E ラーニング視聴会員（以下、「会員」といいます。）」とは、当協会が定める手続きに従い本サービスの利用登録を行い、本サービスを利用する資格をもつ個人をいいます。

### 第2条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関して、会員及び当協会に適用されるものとします。

### 第3条（会員への通知）

1. 当協会は、E メール、本ウェブサイトへの掲示その他当協会が適当と判断する方法により会員に

対し随時本規約にかかわる必要な事項を通知します。

2.前項の通知は、当協会が当該通知を前項の規定で行った時点より効力を発するものとします。

3.当協会が会員に対して行った通知は本規約の一部を構成します。

#### 第4条（規約の変更）

1.当協会は会員の上承を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の規約になります。

2.変更後の規約は、前条の規定により会員へ通知するものとし、会員から別段の異議申し立てがない限り通知日をもって会員が同通知の内容に同意したものとみなします。

#### 第5条（規約の範囲）

1.当協会が別途個別サービス規定又は追加規定を行った場合、当該規定は本規約の一部を構成します。

2.本規約と個別サービス規定及び追加規定が異なる場合は、個別サービス及び追加規定が優先するものとします。

#### 第6条（入会）

1.以下の各号のすべての要件を満たした場合、当協会の会員となり、当協会との本サービスの利用契約が成立したものとします。

(1)本規約の内容を承認したうえで、当協会が別途定める手続きに従って利用の申込みをすること  
(会員費の支払い方法の設定が必要な場合、その設定を含む。)

(2)当協会が、利用希望者の申込を受理し、所定の手続きを経て、当該利用希望者に対し ID 等を付与したこと。なお、当該申込を承諾することに支障があると当協会が判断する場合、当協会は当該申込を承諾しない場合があります。その場合でも、当協会は本サービスの利用希望者に対して当該申込を承諾しないことについて一切責任を負わないものとし、また、当該申込を承諾しない理由を説明又は開示する義務を負わないものとします。

(3)当協会に対し入会金 10800 円（消費税込み）を支払うこと。

## 第7条（会員費）

1. 会員は当協会が別に定めるところにより、本サービス利用の対価(以下、「会員費」といいます。)を支払う義務を負います。

2.会員費は、年額 5000 円（消費税込み）とします。初年度は無料。

年会費は、毎年度末に新年度(4月～3月)会費として、事務局よりメールにてご案内いたします。

年度途中入会の方は、新年度まで会費は、免除となります。

3.会員費の支払いがない場合、当協会は即時に、本サービス利用を停止することができます。

## 第 8 条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

## 第 9 条（設備等の準備）

会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての設備を自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任でインターネットにより本サービスに接続するものとします。

## 第 10 条（本サービス利用の許諾）

1.当協会は、会員に対する ID 及びパスワード等の発行をもって本サービスの利用を当該会員に対し、別途定められた利用期間において許諾するものとし、当該会員は本サービスを本規約に定める条件に従って指定された利用期間に限り利用することができるものとします。

2.当協会は、会員に対する ID 及びパスワードの発行、利用期間の通知並びに本サービスの利用許諾を E メール又は当協会が適当と判断する方法により通知します。

## 第 11 条（本サービス利用の中止）

会員は、当協会所定の届出方法により、いつでも本サービスの利用を中止することができるものとします。ただしその場合でも、当協会は支払済みの会員費等の返還はしないものとします。

## 第 12 条（本サービス利用の終了）

当協会は、会員に対し通知した利用期間を経過した時点で、当該会員に対するサービスを終了するものとします。この際、当該会員向けに発行した ID 及びパスワードは抹消されます。

## 第 13 条（使用範囲）

1.会員は、本サービスを構成する本ウェブサイト等の全ての情報を第三者に開示してはならないものとします。

2.会員は、第三者に対し本サービスの再使用权の設定、頒布、販売、譲渡、貸与を行ってはならないものとします。

## 第 14 条（ID 等の抹消）

当協会は、会員の行為が本規約に違反すると判断したときは、当該会員の ID 及びパスワードを抹消し、当該会員による本ウェブサイト等の使用を禁止することがあります。

## 第 15 条（ID 及びパスワードの管理義務）

1.会員は自己の ID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。

2.当協会は、会員の ID 及びパスワードが第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害について、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切の責任を負いません。

## 第 16 条（その他の禁止事項）

会員は、本サービス上で以下の行為をしないものとします。

(1)本ウェブサイト等の全部又は一部の修正及びコンテンツを基にした派生的制作物を作成する行為。

(2)当協会の商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為。

(3)コンテンツ等に関し、著作権法で認められた私的利用の範囲を超え複製、販売、出版等を行う行為。

(4) コンテンツ等を第三者に対し開示する行為（Y o u T u b e、f a c e b o o k等のソーシャルメディアを利用してコンテンツ等を流出させた場合を含むがそれらに限られない。）。

(5)コンテンツ等の視聴において習得した知識、ノウハウ等をもって、医療法、薬事法並びにあはき法に違反する行為（営業行為、施術等を含み、それらに限られない。）を行う行為。

(6)その他、当協会が不相当と認める行為。

## 第 17 条（競業禁止等）

1. 会員は、本サービスの利用契約中並びに本サービスの利用契約終了後 2 年の間は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己または第三者の名をもって当協会が制作をする講座と同種または類似の内容の講座を用いた事業を行ってはならず、当該事業を行う者に対し、情報の提供または役務の提供をしてはならず、いかなる従事もしてはなりません。

2. 会員は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、協会が制作する講座と内容が類似

する講座、セミナー等を開催してはなりません。

#### 第 18 条（類似的商標出願の禁止）

会員は、本サービスの利用契約中並びに本サービスの利用契約終了後 5 年の間は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、当協会、当協会の代表者、当協会の代表者が主宰する別の法人が設定の登録の出願をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形および記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはなりません。

#### 第 19 条（損害賠償）

会員が本規約に違法する行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

#### 第 20 条（解除）

会員が本規約に違反した場合、当協会は本サービスの利用契約を解除できるものとします。

#### 第 21 条（管轄裁判所）

会員と当協会の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。

以上